

## 推進員の主な活動

推進員は、熊本市と熊本市地球温暖化防止活動推進センター（熊本市が法に基づき指定する団体。以下「熊本市センター」という。）と協力して、次の活動を行っていただきます。

※活動の内容、回数等については、変更になる場合があります。

### 地球温暖化の現状や対策の重要性について、周囲に理解を深めてもらうための自主的な活動

地球温暖化の対策に資する活動（法第 37 条第 2 項参照）を自主的に実施していただきます。

具体的には

- ・ 環境保全を目的としたボランティアや研修などへの参加
- ・ 身近に行うことができる省エネ活動（グリーンカーテンの実施や節水節電の呼びかけ等）

などを普段の生活に支障のない程度に行っていただきます。

#### 【参考】法第 37 条第 2 項

ア 地球温暖化の現状及び地球温暖化対策の重要性について住民の理解を深めること。

イ 住民に対し、その求めに応じ日常生活に関する温室効果ガスの排出の量の削減等のための措置について調査を行い、当該調査に基づく指導及び助言をすること。

ウ 地球温暖化対策の推進を図るための活動を行う住民に対し、当該活動に関する情報の提供その他の協力をすること。

エ 温室効果ガスの排出の量の削減等のために国又は地方公共団体が行う施策に必要な協力をすること。

### 熊本市センターが主催する推進員のスキルアップを目的とした研修会への参加

年に 2 回程度、市政や地球温暖化の現状等の情報提供を中心に、スキルアップを目的とした研修会を行います。

#### 【研修会の様子】



## 活動実績の報告や推進員同士の情報交換を行う推進員活動報告会への参加

---

年に1回（2月頃）、各推進員の1年間を通した活動内容の共有、情報交換を目的とした活動報告会を行います。

## 熊本市が主催する出前講座や環境イベント等への参加

---

脱炭素戦略課では小学生～大人を対象に地球温暖化の現状や対策を教える出前講座を実施しており、申込みがあった講座に本市職員と共に講師として参加いただきます。

他にも熊本市西部環境工場で年数回開催される環境イベント、他団体と連携したイベント各種などにおいて、ご協力をお願いいたします。

いずれもスケジュール等の調整は行い、いきなり難しいことから始めることはありません。お手伝いからでもいいのでご協力の範囲で参加いただければと思います。

### 【出前講座の様子】



## 推進員活動実績報告書の提出

---

年度末に、活動実績をまとめた報告書を提出していただきます。上記の報告会についても、基本的にはこの報告書を元に報告を行っていただきます。

## その他、市や熊本市センターと推進員との活動に関する打ち合わせ会議への出席 等

---